

＼ 経営者保証いりません！ ＼

経営者も第三者も連帯保証人にしないことで、
積極的な創業チャレンジを応援する制度です！

【静岡県制度融資】

開業パワーアップ支援資金 (スタートアップ創出促進保証 利用版)

創業後1年未満で、初めて静岡県信用保証協会の保証を利用する場合、

最大1,000万円まで、**保証料0.20%**

例えば、500万円、期間5年、均等分割返済の融資を受けると・・・

500万円 (融資額) × 0.20% (保証料率) × 5年 × 0.55 (分割返済係数)

= 27,500円の保証料負担で、経営者保証を不要にできます！

【融資利率および保証料率】 (経営者保証不要の場合)

対象	融資利率	保証料率
① 創業予定または創業後1年未満 かつ 当協会の利用実績なし 〔限度額1,000万円※1〕	1.5%以内 固定金利	0.20%※2
② 創業予定または創業後1年未満 かつ 当協会の利用実績あり ③ 創業後1年以上、5年未満 〔限度額3,500万円※1〕	1.5%以内 固定金利	0.85%

※1：限度額は、対象①～③の合計で3,500万円です。

※2：条件変更に係る保証料率は0.65%となります。

スタートアップだけでなく、
創業全般に
ご利用いただけます



金融機関および当協会による審査の結果、ご希望に添えない場合がありますので、予めご了承ください。



あなたの事業を応援するパートナー

静岡県信用保証協会

本制度をご利用いただける方

創業を予定されている方	創業後5年未満の法人
<ul style="list-style-type: none"> ● 事業を営んでいない個人で、2か月以内※に法人を設立し事業を開始する具体的な計画がある ※市町が実施する認定特定創業支援等事業により支援を受けて創業する方は、6か月以内となります。 ● 分社化により別法人を設立して事業を開始する予定の法人 	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業を営んでいない個人が設立した法人で、設立から5年未満である ● 分社化により別法人として新たに設立した法人で、設立から5年未満である ● 事業を営んでいない個人が開始した事業を法人化し、個人創業時から5年未満である

スタートアップ創出促進保証 概要



詳細な制度概要はこちら！
(中小企業庁ホームページ)

保証限度額	3,500万円	保証割合	100%保証
対象資金	運転資金、設備資金	申込方法	金融機関経由
返済方法	原則、均等分割返済	保証期間	10年以内（据置期間1年以内※） ※3年以内とする例外規定あり
担保	不要	保証人	不要
添付書類	創業計画書（スタートアップ創出促進保証制度用）		

ガバナンス体制の確認



本保証制度を利用した方は、原則として法人設立から3年目と5年目に、ガバナンス体制の整備に関するチェックを受け、「ガバナンス体制の整備に関するチェックシート」（写）を金融機関に提出してください。

詳しくは、お近くの信用保証協会窓口までお問い合わせください。

お問い合わせ先

本店

TEL.054-252-2121
〒420-8710
静岡市葵区追手町5-4
アーバンネット静岡追手町ビル5階

浜松支店

TEL.053-458-1212
〒430-8666
浜松市中央区田町330-5
遠鉄田町ビル6階

沼津支店

TEL.055-926-0100
〒410-8691
沼津市米山町6-5
沼津商工会議所会館3階

Web
相談



ホームページで
Web相談受付中！



友だち追加は
こちらから！

または

ID検索

▼
@cgc-shizuoka



あなたの事業を応援するパートナー

静岡県信用保証協会